

# 9月定例会で可決された意見書

## 義務教育に係る国による財源確保、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する意見書

子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、少人数学級の必要性は、中学校においても変わりなく、小学校にとどまることなく実現を求める必要もある。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子供の心へ与えている影響は大きく、教職員には今まで以上に、一人一人の心に寄り添った対応が求められているが、消毒作業をはじめとする日々の感染症対策は、教職員が子供たちと向き合う時間の確保を困難なものにしている。子供の心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、スクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要である。

よって、国においては、令和4年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に策定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフを全校配置すること。
- 4 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
文部科学大臣 あて

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣  
経済産業大臣 経済再生担当大臣 あて

### 『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

### 議会の動き

1日	20日	28日	22日	21日	16日	10日	9日	8日	7日	2日	1日	25日	20日
11月	10月										9月	9月	8月
議会報編集委員会	議会全員協議会	会・議会報編集委員会	終日・議会全員協議会(最終)	9月定例会本会議(第4日)	9月定例会本会議(第3日)	9月定例会本会議(第3日)	9月定例会本会議(第3日)	9月定例会本会議(第3日)	9月定例会本会議(第3日)	9月定例会本会議(第2日)	9月定例会本会議(初日)	9月定例会本会議(初日)	議会運営委員会

### 「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センター(☎0467-70-3088)の会員が配布しています。

次号は、令和4年2月15日に発行予定です。

## 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、成年後見関係事件をはじめとする家事事件は増加の一途をたどっている。成年後見のほか、離婚や相続など、家庭に関する事件を取り扱う裁判所は家庭裁判所だが、本市民が家庭に関する問題を抱え、裁判所を利用しようとする、横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要がある。

本市でも、65歳以上の高齢者の占める割合が年々高くなっており、高齢化が進行している。今後も、成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれ、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律においても、家庭裁判所の体制の整備が求められていることからすると、このような問題の解消は喫緊の課題と言える。

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して、成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにすべきである。

よって、国においては、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること、そのための人的物的体制を確保し、その予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

綾瀬市議会議長 橋川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣  
最高裁判所長官 あて